

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成二十九年十一月七日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類	指定年月 日
株式会社未 来の会	五條市釜窪町一 〇四六番地の二	S t u d i o そらよ りたかく	五條市本町一 丁目一番六四 号	就労継続支 援（B型）	平成二十 九年十月 一日
社会福祉法 人格の郷	千葉県袖ヶ浦市 林四三七一	H O L L Y V I L L A G E	葛城市中戸二 三番一	短期入所	平成二十 九年十月 一日